

大阪府議会会議規則の改正について（案）

1 全国都道府県議会議長会 男女共同参画委員会 提言（抜粋）

■各議会が取り組むべき事項

提言 7 出産や子育て、介護等を行う議員をサポートする体制の整備

女性の政治参画や議員活動と子育て、介護等を両立できる環境整備のため、各議会は、議事堂内での託児室や授乳スペースの設置、オンライン会議などハード面の整備だけでなく、出産による欠席規定の産前期間の拡大等、制度面の拡充への取組を推進する。

■国への要請・制度改正など議長会が取り組むべき事項

提言 12 標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について産前6週間を8週間に改正

議員を志す方や議員活動と子育てを両立する議員の議会環境を整備するため、標準都道府県議会会議規則の出産による欠席規定について、産前6週間を8週間に改正する。

2 標準都道府県議会会議規則の改正内容

出産に関する欠席規定の産前期間を、6週間から**8週間**に改める（第2条第2項関係）。

3 大阪府議会会議規則の改正

男女共同参画委員会の提言を受け、多様な人材の参画の観点から制度の拡充が有用であることや、議会の制度改正への取組により社会への啓発に寄与すること等に鑑み、会議規則を次のとおり改正する。

【改正内容】

出産に関する欠席規定の産前期間（次の波線部）を、6週間から**8週間**に改める。

第2条 （略）

2 前項に規定する場合において、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の**6週間**(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

【施行日】

令和8年4月1日